

## 大塚総合会計事務所 / (株)大塚総医研

〒542-0081

大阪市中央区南船場 1-7-8 ダイアパレス順慶町ビル  
3階 受付、総務部、監査部 4階 創業・経営支援部

Tel06-6267-8282 Fax06-6267-8280

E-mailアドレス info@ohtsuka-office.com

- ・ 包括根保証は廃止
- ・ 保証金額を定めなければ保証契約は無効

「包括根保証」は恐ろしい？

中小企業が金融機関から融資を受けようとする、多くの場合、経営者個人や家族のほか、知人などの「第三者」が、債務者と同じ立場で返済責任を負う「連帯保証人」になるよう求められます。

保証の方式は、以下の3つに分けられます。

借り入れの日時や金額を定め、返済義務の範囲を限定する「普通保証」(特定債務保証)

企業と金融機関の継続的な取引から生じる不特定の債務を一定の範囲内で保証する「限定根保証」

保証の上限や期限を設定しない「包括根保証」

問題なのが、「包括根保証」で、融資を増額したり期間を延長したりする時に保証契約を結び直す必要がないため多用されてきました。金融機関には便利な契約ですが、現在及び将来について、限度額なし、期間の定めなしの青天井で一切合切保証するので、個人の返済責任が際限なく膨らむ恐れがありました。

そのため、「包括根保証」を禁止する内容の改正民法が2005年4月1日から施行され、新たな「包括根保証」を内容とする保証契約が禁止されました。

「包括根保証」は廃止

改正のポイントは、以下の3点です。

根保証契約は書面で行わなければ無効。

保証人が保証する金額には、必ず上限を設定。

保証人が保証する債務は、一定の期間内に発生したものに限定。

具体的には、個人保証に上限額の設定が義務づけられ、融資契約時に貸し手と借り手が話し合って上限額を設定します。保証期限についても、契約を結んでから5年以内とする必要があります。5年を超える契約や期間の定めのない契約をしても、3年を経過した時点で保証により弁済すべき金額が確定します。

改正前に契約した根保証契約については無効とはなりませんが、経過措置により法施行から3年を経過しても元本が確定しないものは、3年を経過した時点で自動的に元本が確定します。

金融機関も大慌て

民法改正を受けて金融庁も「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(ガイドライン)を改正しました。包括根保証を前提とした記載を削除する一方で、法律改正を口実とした不適切な説明を行っていないか監督するよう、指針を付け加えています。

金融機関から「法律が改正されました。形式だけですから、印鑑をください。」とやってきても、応じるか否かはじっくり考えてからです。

この件で金融機関が  
やってきたときは

『大塚総合会計事務所』

まで必ずご一報下さい。

